

青森公立大学成績優秀者表彰規程

平成21年4月1日

規程第118号

改正 平成22年 3月規程第 1号

改正 平成28年 2月規程第 1号

(目的)

第1条 この規程は、青森公立大学学則(平成21年規程第1号)第35条に基づき、学業成績が優秀な者を表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類及び要件)

第2条 表彰は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者についてこれを行う。ただし、重複して受賞することはできない。

(1) 学長特別賞 1年次及び2年次において、4学期連続して次号又は第3号に掲げる表彰を受賞した者

(2) 学長賞 1年次、2年次及び3年次のそれぞれの各学期において、標準単位数以上を修得し、かつ、GPAが4.00の者又は卒業時に卒業要件を4年間にすべて充足し、かつ累積GPAが3.70以上の上位の者

(3) 成績優秀賞 1年次、2年次及び3年次のそれぞれの各学期において、標準単位数以上を修得し、かつ、GPAが3.70以上の者で各学年及び各学科の上位の者又は卒業時に卒業要件を4年間にすべて充足し、かつ、累積GPAが3.70以上の者

2 成績優秀者表彰(卒業時に係るものを除く。)の対象となる人数は、各学年の各学科において、その在籍者数の10分の1程度を上限とするものとする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する標準単位数は、別表のとおりとする。

(表彰の方法)

第3条 前条第1項各号の表彰は、表彰状を授与して行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年規程第1号)

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、平成28年度以降に在学する全ての学生に適用する。

別表（第2条関係）

区分	標準単位数
1年次	表彰対象学期に開講するすべての必修科目の単位数合計 (他大学等における単位互換科目の単位は含まない)
2、3年次	表彰対象学期に開講するすべての必修科目の単位数を含む20単位以上 (他大学等における単位互換科目の単位は含まない)